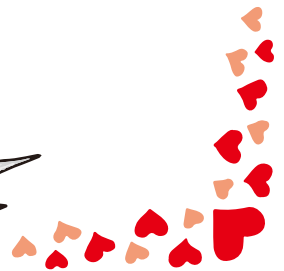


みんなで築こう
人権の世紀
21世紀は人権の世紀です



考えよう 相手の気持ち 未来につなげよう 違いを認め合う心

「人権」という言葉から、あなたはどんな印象を受けますか？
「とても大切なもの」それとも「なんだか堅苦しくて難しいもの」、あるいは「自分には関係ないもの」でしょうか。
「人権」とは、誰もが自分らしく、自由に、幸せに生きる権利です。
誰にとっても身近で大切なものであり、違いを認め合う心によって守られます。
今、人権を守るために、私たちに何ができるのか、身近なところから考えてみましょう。

人権擁護委員をご存知ですか？

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の人たちで、市内には9名の委員が配置されています。地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、皆さんからの人権相談に応じるなどの活動を行っています。
人権擁護委員は、定期的に市内3か所で心配ごと相談を実施しています。相談は無料で、秘密は厳守しますので、困ったことがあったらお気軽にご相談ください。

人権に関する相談

相談所

人権擁護委員が、市民の皆さんからの人権相談に応じています。
電話相談も受け付けています。
※12月の予定は36ページに掲載されています。
■相談専用電話 090 (2326) 0294
(相談時間内のみ利用可能)

毎月第1～第3月曜日
午後1時30分～3時30分

石橋公民館

毎月第1～第3火曜日
午後1時30分～3時30分
毎月第4火曜日
午前9時30分～11時30分

ゆうゆう館

毎月第1～第3金曜日
午後1時30分～3時30分

南河内図書館

女性の人権ホットライン

午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)

全国共通ナビダイヤル

☎0570(070)810

みんなの人権110番

午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)

全国共通ナビダイヤル

☎0570(003)110

子どもの人権110番

午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)

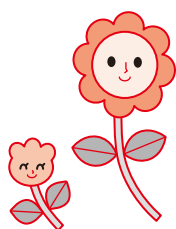
全国共通フリーダイヤル

☎0120(007)110

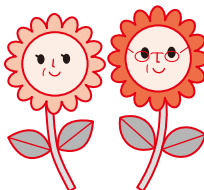
電話相談

電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

相談は、人権擁護委員または法務局職員がお受けします。



相談は無料です
秘密は厳守します



もうひとりで
悩まないで！



問い合わせ先 市民協働推進課 ☎(32)8887